

# 国立航海訓練技術センター



実施地域 タクロバン

## 1. プロジェクト要請の背景

フィリピンは、多数の船員労働力を外国船に供給している。そのため、船員の再教育機関として国立航海技術訓練所（NMP）を設立し特別技能教育を実施していたが、施設・機材と教育スタッフが十分に整備されておらず、「1978年STCW条約」<sup>1)</sup>で規定された知識・技能を習得するのに十分な教育を行うことが困難であった。そこで、フィリピン政府はNMPの拡充計画を策定し、その実施について日本政府に無償資金協力と技術協力を要請した。

これを受け、日本政府は1984/1985年に、無償資金協力「国立航海訓練所拡充計画」を実施、訓練所の施設と機材整備に必要な資金を供与した。さらに、同訓練所において、1985年から1989年までプロジェクト方式技術協力である「国立航海訓練技術センター」を実施した。

同プロジェクトは、1989年に実施された終了時評価調査を受けて、指導者用マニュアルの作成に対する技術指導などを行うために活動が延長され、さらにSTCW条約の改正に伴う新規科目開設が生じたため、再延長された。また、続く1991年から1993年までの期間にはフォローアップ協力が実施された。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 協力期間

- 1985年6月～1989年6月
- 1989年6月～1989年12月（延長）
- 1991年12月～1993年12月（フォローアップ）

### (2) 協力形態

プロジェクト方式技術協力

### (3) 相手側実施機関

フィリピン国立航海訓練所（NMP）

### (4) 協力の内容

#### 1) 上位目標

フィリピン人船員の外国船への雇用機会を確保し、その職域を拡大する。

#### 2) プロジェクト目標

NMPの船舶職員・部員教育が改善され、船舶職員・部員がSTCW条約に適合した船舶航海技術を習得する。

#### 3) 成果

- a) トレーニング・モジュールを開発する。
- b) NMP職員（トレーナー）の能力が向上する。
- c) STCW条約に適合した船舶運航技術訓練が実施可能となる設備と機材を整備する。

#### 4) 投入

##### 日本側

- 長期専門家 18名
- 短期専門家 23名
- 研修員受入 15名
- ローカルコスト 2.99億円

##### フィリピン側

- カウンターパート 52名

## 3. 調査団構成

JICA フィリピン事務所

（現地コンサルタント：Tito T. Oria, Sr. 氏に委託）

#### 4. 調査団派遣期間（調査実施時期）

2001年2月15日～2001年3月30日

#### 5. 評価結果

##### (1) 妥当性

フィリピンにおいて海運業はこれまで同国が船員労働力を外国船に提供してきた豊富な実績を有し、かつ有望な雇用機会である。このため、産業ニーズに見合った船員教育を目的とした本プロジェクトは、フィリピン経済への貢献や人材育成などの点からも妥当であったと考えられる。

##### (2) 目標達成度

本プロジェクトの実施によりトレーニング・モジュールが開発され、それをを用いた訓練によってNMP職員の能力は向上したと評価される。また、NMPはフィリピン各地から学生を受け入れており、本プロジェクトにより設置された施設・設備を用いることで、船舶職員と部員への教育も行われるようになった。

年間の訓練参加者数も増加してきており、プロジェクト開始当初には1,138名ほどであったのが、1989年には3,646名と、年を追うごとに増加が認められる。

##### (3) 効率性

日本側専門家は、計画どおりのタイミングで派遣され、機材の投入にも遅延はみられなかった。本プロジェクトでは、1984/1985年に実施された無償資金協力との連携が効率的かつ円滑に行われた。例えば、無償資金協力による施設建設完了以前から、NMP職員に対する研修を実施しており、施設完成後、直ちに本プロジェクトの活動を開始することができた。

##### (4) インパクト

1986年から2000年までに、累計で約10.7万人が訓練を受けており、このことから、本プロジェクトは船舶職員・部員の船舶運航技術の習得、改善に貢献しているといえる。

フィリピン専門資格委員会は、船舶関係の技能試験である海技試験の受験資格要件としてNMPでの訓練受講を義務づけるとの方針を出している。このことから、本プロジェクトのインパクトが現れているといえよう。



訓練に使用するレーダー

##### (5) 自立発展性

運営・維持管理予算の確保が困難であり、施設・設備・機材の老朽化に伴う更新に対応できず、産業ニーズに見合った訓練の実施が年々難しくなっている。

#### 6. 教訓・提言

##### (1) 他のプロジェクトへの教訓

実施機関が運営に関するノウハウを十分有しておらず、プロジェクトの運営にも影響を及ぼす場合もあるので留意が必要である。

##### (2) 提言

予算不足を補うため、NMPは何らかの資金創出活動を独自に模索する必要がある。

近年、当該分野の技術革新は著しく、民間セクターの船員育成事業への参入も顕著となっていることから、自立発展性を確保するためには、当該分野におけるNMPの役割を再検証したうえで、海技試験制度との整合性、改正STCW条約への適用をも考慮しつつ、カリキュラム等を見直していく必要がある。

注1) International Convention on Standards of Training, Certification and Watch keeping for Seafarers, 1978 (「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」)の略称。船舶の安全な航行については、旗国が第一義的な責任を有するとし、船員の知識・技術などについて、旗国政府が同条約の定める要件を満たすことを義務づけている。